

とは極めて困難である。

インバロ社の清算人が所属するSmithe & Winterson(以下「スミス社」といふ。)がインバロ社の勘定整理を不可能に近いものと見なした理由の一つとして、銀行勘定が適正に処理されていなかったことが挙げられるとともに、インバロ社は、一時期、リンドン氏がFinance & Leicesters Building Societyに所有する個人口座をインバロ社の銀行口座として使用していたこともその理由の一つであると考えられている。

(b)そもそもインバロ社の前記レジネスマデルは、当初RM Management Services Limited(以下「RM社」といふ。)とインバロ社が始めたものであり、至社が主に投資家を募り、インバロ社が弁護士に対する案件紹介及び保険の販売を行っていたよつであり、その後至社が当該事業を2002年10月16日付でバハマ(Bahama)法人Tundra Capital Management Ltd(以下「TCM社」といふ。)のDeed of Acknowledgment(インバロ社の回収資金・貸出金に対する利益保有者の地位(受益者の地位)を移転させる旨の契約、以下「承認契約」といふ。)の書式を以って譲渡した。

TCM社は、William(Bill) Gateley(以下「ゴッドリー氏」といふ。)が役員を務めており、承認契約のTCM者側の署名人はゴッドリー氏である。

因みにゴッドリー氏はインペリアル事件の関与者として上種々問題されている人物であるとともに、チャンセリー社の発起人であり後述するチャンセリーホールディングス社の役員でもある。

又、既述の至社も英国のジャーナリスト筋によれば、インペリアル事件に関与した者が背後に居たことを示唆している。

(c)その後TCM社はこのインバロ社に対する受益者の地位をその後カナダ・トロント市に設立されたチャンセリー社に譲渡(「承認契約」に基づく権利行使)したものと考えられ(弁護士堀裕の推測)、チャンセリー社はTCM社の子会社であったと考えられる。

従つて、貴会が本件社債をチャンセリー社から購入した際のチャンセリー社の親会社はTCM社であつたと考えられる。

TCM社はその後2004年10月を以つてチャンセリー社の株式をカナダ・ノバスコシア(Nova Scotia)カナダの連邦法に基づき規制が緩和されている地域)地区法人のチャンセリー・リーデンホール・ホールディングス(Chancery Leadenhall Holdings Ltd、以下「チャンセリーホールディングス社」といふ。)に全部譲渡している。因みにチャンセリーホールディングス社の役員は、前記ゴッドリー氏その他2名の役員(Gary Lyons Donato Galloway氏)が登記されており、同氏らはいずれもチャンセリー社の発起人であるとともにTCM社の役員でもあつて、ゴッドリー氏同様インペリアル事件の関与者と目されている。

因みにストラットモア社の創業者であるジョン・ホール氏は、チャンセリー社の発起人でもある。

(d)このことから、インバロ社の貸出ローンは既に前記(b)の段階で相当程度問題を含んでいた疑義あるものと思料されるばかりでなく、RM社、TCM社、チャンセリー社、インバロ社、ストラットモア社の人的な連続性を考えると、本件社債の仕組みにつき格別の評価が可能であるものと思料される(弁護士堀裕私見)。

(e)又、2004年3月31日現在のチャンセリー社に対しMeadgrave Investment Limited(以下「メープル社」といふ。)が2千6百1万6千6百65カナダドル(約24億7千万円相当)のローン債権を保有しており、金利も10・16%と極めて高額であるばかりでなく、当該債権についてチャンセリー社の資産(インバロ社の弁護士に対する貸出債権を実質的に意味する。)に2005年2月11日付を以つて担保(法形式は英国法型に特有な「Company Charge」と言われるもの。)が設定されている。この担保設定はその設定時期から見て少なくとも貴会に本件

社債募集のために提示された2002年12月、2003年3月付の私募要綱(Private Placement Memorandum)に違反している疑義がある。

因みに、貴会の本件社債についてはチャンセリー社の円建ての負債として143億9千万円が確かに前期財務諸表に計上されている。

(f)チャンセリー社とインバロ社間には、資金の流れを直接証明する契約書等は存在せず、2004年6月1日付を以つてチャンセリー社及びインバロ社間において締結されたDeed of Acknowledgment(以下「2回目の承認契約」といふ。)によつてチャンセリー社とインバロ社の弁護士に対する貸金の源資の關係が確認され、チャンセリー社がインバロ社の貸出金の受益者たる地位にある關係が明確にされていること、インバロ社の清算人トニー・マーフィー(Tony Murphy)氏が貴会勘定分として£6千5百万の資金の受け入れを、メープル社勘定として£1千2百万の資金の受け入れを承認していることから、資金はチャンセリー社からインバロ社に流れているものと善解される。

問題の所在

本件社債購入時において貴会において極めて重大な不注意が存在したことは明らかであるが、本件社債関係者間に以下の問題があるものと思料される。

1. 貴会とSS(クレディスイス)社間確かに契約の体裁はカストディー業務を内容とする信託契約となつてはいるが、SS社が負担する「administration」業務の内容につき債務不履行の疑義が存在するや否や(信託契約の準拠法はスイス法とされているが、当方のスイスの弁護士は、場合によってはSS側に債務不履行の余地があることを示唆している。)、及び本件社債取得の経緯等にも照らし、本件信託契約の内容につき説明義務を負つているや否や(信託契約の申込み受付は東京であり、日本国内法の銀行法等の説明義務に関する規定が準用される余地がある。)

とりわけ私募要綱(Private Placement

Memorandum、以下「PM」といふ。)所定の償還通知(償還日の270日以上前にチャンセリー社宛に償還通知を發出する義務)について、SS社は少なくとも貴会に対し権利行使の有無を促し或いは確認すべきである。(当方のスイスの弁護士も同意見。)

2005年12月31日、2006年2月28日に償還期限を迎える本件社債については、それぞれ2005年4月4日、2005年6月3日迄に前記所定の償還通知を發出していない可能性が高い。

また、既述のようにチャンセリー社には貴会以外に債権者がおり、右債権者が優先権を保有していると考えられることから、その設定日に照らしても、PMにおいてチャンセリー社が負担する財務制限条項(Negative Pledge、優先権を設定しないことを内容とする条項)違反を問擬する余地を検討すべきである。

2. SS社及びチャンセリー社間チャンセリー社においては、確かに2004年3月31日付財務諸表においては、確かに本件社債は同社の円建て債務143億9千万円として認識されているが、他にカナダドル建てのローン債務2千6百6万1千6百65カナダドルが存在し、右債権者はメープル社と考えられ、調査によると右2千6百6万1千6百65カナダドルについては優先権(Company Charge)が付されている模様であり、チャンセリー社にインバロ社から入金される回収金(本件社債の償還原資となる。)につきメープル社が優先することとなる。(優先権の設定日付が2005年2月11日付であることから、PMに違反している可能性もあり、カナダ法に照らしてその担保設定の効力を争う余地はあるとのカナダの弁護士の意見も徴求している。)

チャンセリー社には、前記財務諸表によれば、インバロ社に対する貸付金以外に資産はない。

従つて、今後法的な回収の可能性を高めるためには貴会においてもメープル社同様の担保権の設定の交渉或いはメープル社の保有する優先権の効力を争うこと